

1 変更の内容

変更後	変更前
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 <u>(4) 情報化社会の発展を図る活動</u>	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①労働者のスキルアップ、仕事のやる気・やりがいを創造する事業 ②リーダー層の職場改善力を向上する事業	第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①労働者のスキルアップ、仕事のやる気・やりがいを創造する事業 ②リーダー層の職場改善力を向上する事業

- ③職場における悩み、メンタルヘルスの問題解決に関わる事業
- ④「仕事」への意識を高めることで地域を活性化する事業
- ⑤デジタル化を支援する事業
- ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- ③職場における悩み、メンタルヘルスの問題解決に関わる事業
- ④「仕事」への意識を高めることで地域を活性化する事業
- ⑤その他、この法人の目的を達成するために必要な事業